

# ふくいローカルフードプロジェクト事務局運営業務委託仕様書

## 1 委託業務名

ふくいローカルフードプロジェクト事務局運営業務

## 2 業務目的

ふくいローカルフードプロジェクトは、地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱（令和7年3月31日6新食第2374号農林水産事務次官依命通知。（以下「国要綱」という。））に基づき、地域の持続的な食料システムの確立に向けて、地域の食品企業や農林漁業者等の多様な関係者が参加するコンソーシアムを設置し、地域の核となる食品企業が農林漁業者等と連携・協調した新たなビジネスの創出を目的とする。

本年度は、米粉・果樹の「地域内流通システム」の構築を目指す。

## 3 定義

- (1) 「LFP」とは、地域型食品企業等連携促進事業およびローカルフードプロジェクトをいう。
- (2) 「全国プラットフォーム」とは、地域型食品企業等連携促進事業実施要綱（6新食第2408号令和7年3月31日農林水産省大臣官房総括審議官通知）第2の1に規定する全国規模で構築するプラットフォームのほか、国が実施するLFPをいう。
- (3) 「ふくいLFP」とは、福井県が実施するLFPをいう。
- (4) 「ローカルフードビジネス」とは、LFPが創出する新たなビジネスモデルをいう。
- (5) 「LFPコンソーシアム」とは、県の当事業目的の趣旨に賛同し、ローカルフードビジネスに取り組む農林漁業者、加工業者その他の商工業者（地域の中核的な企業）、流通・販売事業者、観光事業者、金融機関、大学、試験研究機関、各種アドバイザー、食品産業以外の異業種等で構成される組織をいう。
- (6) 「LFPパートナー」とはLFPコンソーシアムに参加する者をいう。
- (7) 「LFPコーディネーター」とは、全国プラットフォームに所属するLFPの専門的な知見を有する者をいう。
- (8) 「LFP補助事業者」とは、当事業で県の補助金を受け、一次産業、二次産業、三次産業の事業者と連携体を作り、ローカルフードビジネス（商品開発、消費者評価会等）を実施する者をいう。令和7年度については、本県の米粉・果樹の食料システムの確立につながる商品開発に取り組み、県産米粉・果樹の「地域内流通システム」の構築に努める事業者とする。
- (9) 「地域型協調領域実証」とは、地域の持続的な食料システムの確立に当たって地域コンソーシアムの食品等事業者とその他の関係者が協調して取り組むべき課題に対して、そ

の解決に資する共同実証・研究をいう。

#### 4 委託期間

契約日から令和8年2月28日

#### 5 委託業務の内容

##### (1) コンソーシアムの設置・運営

ア LFPコンソーシアムの設置・運営のため必要な業務を行う。

イ 県と連携し、以下に示す説明会を開催する。(第1回研修会と同日開催可)

説明会内容	業務内容
ふくいLFPの目的や、LFPの中で県が目指す持続的な地域内流通システムの確立のための取組みを説明し、農林漁業者、農林漁業者が組織する団体および消費者等をLFPコンソーシアムへの参画を促す。(7月頃)	説明会の企画、事業者を参集するための通知・参加とりまとめ、説明会資料作成、会場準備(リモート含む)・物品購入等、説明会後のレポートとりまとめ。 上記に付随する打合せ等。

ウ LFPコンソーシアムには農林漁業者、食品加工業者、流通販売業者をサポートする事業者をLFPパートナーとして加えること。

エ LFPパートナーの取りまとめにあたっては、業種(生産、流通、加工、販売等)別に整理すること。

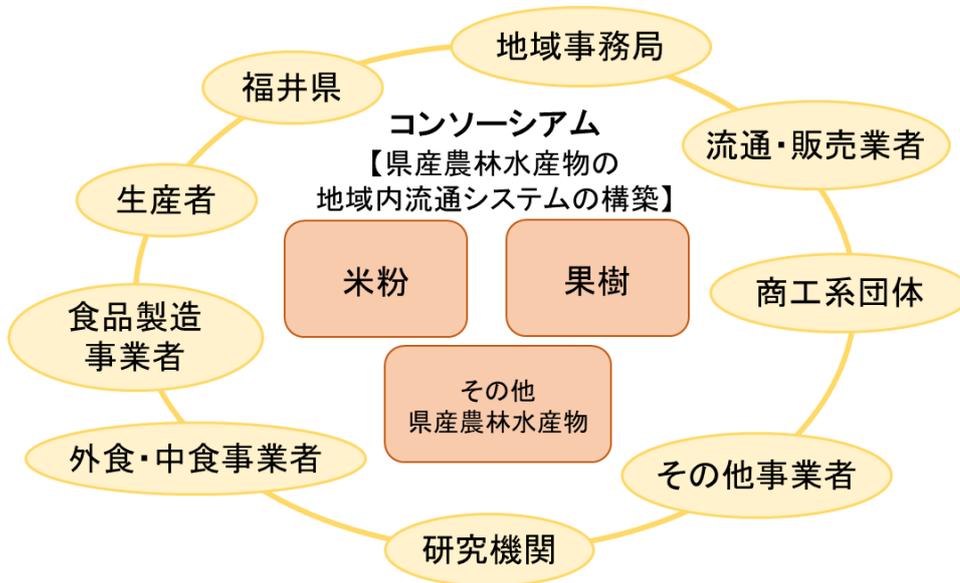


図1 プラットフォーム例

(2) 研修会の開催

ア 全国プラットフォームと連携し、以下に示す研修会を開催すること。

研修内容	業務内容
(ア) ①LFPコンソーシアム参加者のLFPへの理解を深め、事業者による本県の米粉・果樹の地域内流通システムの確立につながる商品開発のヒントとなるLFPコーディネーターおよび専門家による講義を行う。 ②米粉・果樹の「地域内流通システム」の構築に取り組むLFP補助事業者の募集を行う。 ③米粉の流通システムの現状課題の洗い出し等により新たなビジネスのアイデアを生み出すワークショップを行う。(7月頃)	県および全国プラットフォームと連携した研修会の企画、LFPパートナーへの通知・参加とりまとめ、研修資料作成、会場準備(リモート含む)・物品購入等、補助事業を行う事業者の募集、研修後のレポートとりまとめ。上記に付随する打合せ等。
(イ) 令和7年度に取り組んだ新たなビジネスの報告及び、次年度の取組みの検討を行う。(令和8年2月頃)	

イ 全国プラットフォームに対し、LFP コーディネーターの派遣を依頼すること。

(3) 情報発信

ア ふくいLFPの情報発信を行うホームページ(以下HP)、Instagram(以下インスタ)作成と保守を行う。

情報発信内容	業務内容
ふくいLFPの認知強化と募集強化を目的に、過去の活動実績、今年度LFPの中で県が目指す米粉・果樹の「地域内流通システム」の確立のための取組をHPおよびインスタに掲載し、農林漁業者、農林漁業者が組織する団体および消費者等をLFPコンソーシアムの参画を促す。	HPおよびインスタのデザイン・作成・公開、更新、および保守業務、問い合わせ対応等。

ア HPおよびインスタについては、契約締結後に実施内容について協議するものとする。

イ 情報発信に係る写真およびHP、インスタ等の一切の権利は福井県に帰属する。

#### (4) 専門部会の開催

ア 全国プラットフォームおよび県と連携し、以下に示す専門部会を開催すること。

会議内容	業務内容
(ア) LFPコンソーシアム参加者が開発する「米粉」の食料システム確立につながるビジネスの実現に向けた協議を行う。(8月頃) (例:「米粉」の安定的な流通システム構築に向けて各段階、事業者まで発生する課題の検討)	県および全国プラットフォームと連携した専門部会の企画、LFPパートナーへの通知・参加とりまとめ。 会議資料作成、会場準備(リモート含む)・物品購入等、会議後のレポートとりまとめと上記に付随する打合せ等。
(イ) LFPコンソーシアム参加者が開発する「果樹」の食料システム確立につながるビジネスの実現に向けた協議を行う。(10月頃) (例:生産量が増大している「果樹」の地域内流通システムの構築に向け、現状把握、課題の検討)	

イ 全国プラットフォームに対し、LFP コーディネーターの派遣を依頼すること。

ウ 全国プラットフォームと協議の上、必要に応じて専門家に講師を依頼すること。

#### (5)地域戦略マッチングの開催

ア 全国プラットフォームおよび県と連携し、以下に示す地域戦略マッチングを開催すること。

会議内容	業務内容
(ア) 専門部会「米粉」(例)での検討結果をもとに新たな食料システム構築に向けたマッチングおよび協議(9月頃)	専門部会での検討結果をもとに新たなローカルフードビジネスの戦略を検討する地域戦略マッチングの企画、LFPパートナーへの通知・参加とりまとめ。 会議資料作成、会場準備(リモート含む)・物品購入等、会議後のレポートとりまとめと上記に付随する打合せ等。
(イ) (ア)の開発過程で発生した課題や不足部分の解決に向けたマッチングおよび協議(12月頃)	

イ 全国プラットフォームに対し、LFPコーディネーターの派遣を依頼すること。

ウ 全国プラットフォームと協議の上、必要に応じて専門家に講師を依頼すること。

## (6) 相談会の開催

ア 全国プラットフォームおよび県と連携し、以下に示す相談会を開催すること。

会議内容	業務内容
(ア) 新たな食品ビジネスの開発・発展・拡大に向けて支援機関等の専門家による相談体制を整備し、食品ビジネスの創出に取り組む食品等事業者に対する相談会を行う。(11月頃)	LFPコンソーシアム内で創出される新たなビジネスの開発・発展・継続に向けて、支援機関等の専門家による相談体制の整備、相談会の企画、LFPパートナーへの通知・参加とりまとめ。 資料作成、会場準備(リモート含む)・物品購入等、会議後のレポートとりまとめと上記に付随する打合せ等。 (ア)に準ずる。

## (7) 新たなビジネス等の支援

ア 食料システムの確立につながる新たなビジネスを円滑に実施するため、以下の業務を行う。

(ア) LFPコーディネーターの派遣調整

ローカルフードビジネスの課題や問題点を把握し、全国プラットフォームとの連絡調整、LFPコーディネーターの派遣を要請する。

(イ) LFPパートナーへの支援

①LFP補助事業者とその連携体が行う新たなビジネスの事業計画の策定及び実施に係る支援を行う。

②米粉・果樹の食料システムの確立につながる新ビジネスを開発する過程で、必要に応じて商品開発のヒントとなる研修、支援等を行う。

③本事業の補助事業を用いて、LFP コンソーシアムから少なくとも1つの商品を開発すること。

(ウ)LFP補助事業者が行う地域型協調領域実証の事業計画の策定および実施に係る支援

(エ)新たなビジネスにおけるクラウドファンディングプロジェクトページ作成等支援

(オ)県への支援結果報告

(ア)～(エ)により実施した支援について、県への結果報告を行う。

## 6 対象となる経費および経費の支出

(1)委託経費として計上できる経費は、下表のとおりとする。

(2)経費を使用する際には、その都度対象経費として該当するか、県の担当者に確認を取ること。

(3)経費の支出にあたっては、各事業費の支出の根拠となる書類(契約書、請求書、業務日誌、出納帳等)を作成し、経費区分ごとに支出額を整理しておくこと。

なお、人件費は、「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき算定すること。

区 分	対象経費
(1)コンソーシアムの設置・運営	会場借料
	資料印刷費
	通信費(オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。)
	消耗品費
	事務局員旅費
	通信機器类等リース料
	管理運営費(人件費)
(2)情報発信費	HP作成・運営費等
(3)研修会の開催	会場借料
(4)専門部会の開催	資料印刷費
(5)地域戦略マッチングの開催	通信費(オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。)
(6)相談会の開催	消耗品費
	専門家謝金
	専門家旅費
	事務局員旅費
	管理運営費(人件費)
(7)新たなビジネス等の支援	通信費
	消耗品費
	専門家謝金
	専門家旅費
	事務局員旅費
	管理運営費(人件費)

## 7 報告書の提出

### (1) 事業計画書

受託者は、契約締結後、速やかに事業計画書として実施体制およびスケジュールを作成し、中山間農業・畜産課に提出すること。

### (2) 事業報告書

本委託業務が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して10日以内に、以下の書類を提出するものとする。

ア 実績報告書

イ 事業報告書(業務の実施期間、概要、記録写真、5 委託業務の内容(1)～(4)の取組みが分かる資料、事業に要した経費の証拠書類等)の作成(紙媒体(A4版)、電子媒体(CD-ROMまたはUSBメモリ等)1式)

ウ 事業で作成した場合、チラシ等の資料(紙媒体(A4版)、電子媒体(CD-ROMまたはUSBメモリ等)1式)

## 8 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保管すること。

- (1) 総勘定元帳および現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備
- (2) 事業の実績に係る記録の整備

## 9 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

- (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することは可とする。

- (3) 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

- (4) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

- (5) 立入検査等

福井県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他物件の検査、もしくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

## 10 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、受託者と県の両者協議により業務を進めるものとする。